

高病原性鳥インフルエンザ予防対策の徹底を！

高病原性鳥インフルエンザは、昨シーズン香川県の肉用鶏農場で発生し、野鳥においても、3都県46事例で本病ウイルスが検出されました。

本病は、現在でもアジア各地で継続的に発生が見られ、直近では8月に台湾での発生が確認されています。

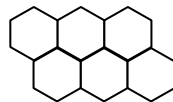
日本での発生は、秋から冬にかけて中国や韓国、シベリア方面から越冬のために飛来する渡り鳥がこのウイルスを運ぶことが要因と考えられています。

飼っておられる家きんを守るためにも再度、野鳥の侵入防止などの予防対策がきちんとできているかを確認していただき、対策の徹底をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザ対策は万全ですか？

1 野鳥の侵入防止はできていますか？

- 鶏舎に網目が2 cm角より小さい金網をはる。
- 防鳥ネットをはる。
- 飼料置き場にも防鳥ネットを！



2 飲用水の消毒はできていますか？

- 飲用水は水道水を与える。
- 水道水でない場合は塩素消毒をする。

3 人や車輛による伝播防止を！

- 鶏舎前に踏込み消毒槽を設置する(逆性石けん、消石灰)。
- 手指の消毒(消毒用アルコール)を徹底する。
- 鶏舎周辺を消毒する(消石灰の散布)。

4 野生動物による伝播防止を！

- 定期的なネズミの駆除を行う。
- 鶏舎の補修を行う。
- ハエ・蚊・ゴキブリの駆除を徹底する。
- 鶏舎周囲に金網フェンスをはる。

5 異常を発見した時には早期の通報を！！

「いつもと様子が違う。」 「1日に複数羽が死亡した。」 「何日が連続して死亡した。」
 など、鶏やアヒル等に異常が認められた場合は 南丹家畜保健衛生所 までご連絡ください。

◆京都府南丹家畜保健衛生所(南丹市八木町木原北東庄18)

TEL 0771-42-3308(閉庁日や夜間も転送されます。) FAX 0771-42-5117

平成29年度の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応



〈平成29年度の発生〉 H5N6亜型（高病原性） 香川県（1農場約9万羽）

※平成30年2月5日までに、全ての移動制限解除